

2019年6月5日付 日刊建設工業新聞

## 泥土リサイクル協会

### 建設汚泥再生品の優先的な利活用に向けて！

建設工事から排出される建設汚泥は、管理型最終処分場で処分しなければならない産業廃棄物です。しかし、適正な中間処理により再生可能な資源であり、「建設汚泥処理土」として再生できます。

建設汚泥処理土は、処理が計画的であり、環境安全性が担保され、取引価値に客観的合理性がある材料です。もはやそれは廃棄物ではなく性能品質を満足した土質材料です。

対象工事において建設発生土ならびに購入土等にて、埋戻し及び盛土等の土工事がある場合は、建設汚泥処理土の優先的な活用をお願いします。

#### 〈再生石膏粉の有効利用ガイドライン〉

このたび（国研）国立環境研究所から「再生石膏粉の有効利用ガイドライン」が発刊されることとなりました。

本ガイドラインは、業界の信頼性を向上させ、廃石膏ボードから生成された再生石膏粉の品質管理を通して一定の品質を担保できる再資源化技術を確実なものとし、リサイクルシステムを確立させることを目的としています。本ガイドラインのお問い合わせにつきましては、弊会ホームページをご覧ください。



資源循環型社会を創造。

一般社団法人 **泥土リサイクル協会**

<http://www.deido-recycling.jp>

理事長 木村 孟

〒492-8266 愛知県稲沢市横地町12番地

TEL : 0587-23-2713 FAX : 0587-23-2734

<http://www.deido-recycling.jp>